

「滋賀県行財政改革方針実施計画」の主な取組状況 (平成 23 年 4 月～平成 26 年 3 月)

【主な取組状況】

I これからの自治の仕組みづくり

1 地域主権改革に対応した自治体づくり

(1) 義務付け・枠づけの見直しに基づく地域の実情に沿った特色あるルールづくり

- ・義務付け・枠づけの見直し等を内容とする法律の成立に伴い、本県で条例対応が必要となる 19 法律 69 条項について、県民政策コメントを通じて幅広く県民等の意見を聞き、本県の実情を踏まえ対応 【平成 24 年度】

(2) 横つなぎの総合行政の実現

- ・横つなぎの総合行政を図るため「総合政策部」を設置し、部局横断的な企画立案・総合調整機能を一元的に所管 【平成 23 年度】
- ・関係する部局と県研究機関が一堂に会して、課題の把握から調査研究の実施、研究成果を踏まえた対策の立案に至る琵琶湖と環境の保全スキームとして「琵琶湖環境研究推進機構」を創設【平成 26 年度】

(3) 県、市町の施策・事業のあり方についての見直し

- ・事務の共同化等、検討すべき施策・事業について市町と意見交換を実施し取りまとめ、進捗管理を実施 【平成 23 年度～】

取組対象施策・事業	23 項目
施策・事業の共同化	9 項目 (情報システム、地方税務事務ほか)
施策事業の執行支援	10 項目 (建設工事検査技術の向上ほか)
執行方法の見直し	6 項目 (都市農村交流事業ほか)

※一部重複項目あり

- ・これまでの県から市町に対する権限移譲の検証を実施 【平成 24 年度】
- ・検証結果に基づき、新たな権限移譲について市町と意見交換を実施
【平成 25 年度～】

2 協働型の県行政を進める仕組みづくり

(1) 協働型県政の推進のための職員研修の充実

- ・協働推進員の設置および協働推進セミナー等の開催を通じ、職員に対する協働マインドを醸成 【平成 23 年度～】
- ・幅広い職員の受講を促すため、協働推進セミナーの一部を政策研修センターで開催するブラッシュアップ研修に位置づけて実施 【平成 25 年度】

(2) 公益社団・財団法人への「個人県民税における寄附優遇措置」導入

- ・地域に密着した民間公益活動の促進や寄附文化の醸成を図るため、個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を条例で指定 【平成 24 年度】

3 効率的な行政運営体制の整備と業務改善の推進

(1) 組織、機構の見直し

- ・6つの地方機関（環境・総合事務所、県税事務所、森林整備事務所、健康福祉事務所、農業農村振興事務所、土木事務所）について、実施計画期間中における見直しの方向について取りまとめた。 【平成 23 年度】
- ・木之本土木事務所を廃止し、長浜土木事務所木之本支所に再編 【平成 23 年度】
- ・環境・総合事務所を廃止し、環境事務所を設置 【平成 24 年度】
- ・「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の推進に係る施策を集約して担当する課として新たに中小企業支援課を設置 【平成 25 年度】
- ・さらなる事務の効率化のため、本庁知事部局各課の総務事務を集中的に処理する総務事務・厚生課を総務部に設置 【平成 26 年度】

(2) 「定数削減計画」の推進

平成 23 年度	対前年△ 3 1 人	
平成 24 年度	対前年△ 5 3 人	
平成 25 年度	対前年△ 2 0 人	
平成 26 年度	対前年△ 1 6 人	累計 △ 1 2 0 人

(3) 適正な給与管理

- ・労働委員会、収用委員会の報酬日額化、その他の行政委員会の月額報酬引き下げ 【平成 23 年 4 月～】
- ・県税事務手当、社会福祉業務手当の日額化、深夜緊急業務等手当（年末年始の業務）、と畜検査手当の廃止、潜水等作業手当（潜水作業）の額引き下げ等 【平成 24 年 4 月～】

4 組織の活性化と地域課題の解決を目指す県政の推進

(1) 現場感覚に優れた人材育成

- ・現場を知り、行政とは異なる企業文化等に触れ、視野を広げることをねらいとした体験型研修を中心に実施する「ブラッシュアップ研修」を新設し、実施 【平成 23 年度～】

II 財政の健全化

1 財源不足への対応

- ・平成24年度当初予算において、250億円の財源不足額が見込まれたことから、行財政改革方針で示した人件費35億円、事業費24億円の歳出削減に加え、さらに人件費で7億円、事業費で5億円を削減。なお不足する財源は、基金の取り崩し、県債の発行などで対応。
- ・平成25年度当初予算において、247億円の財源不足額が見込まれたことから、行財政改革方針で示した人件費35億円、事業費25億円の歳出削減に加え、さらに内部経費の縮減等で5億円を削減。なお不足する財源は、基金の取り崩し、県債の発行などで対応。
- ・平成26年度当初予算においては、行財政改革方針策定時に見込んでいた財源不足額（175億円）より48億円縮小し、127億円の財源不足額が見込まれたことから、行財政改革方針で示した人件費35億円、事業費25億円の歳出削減に対して、人件費25億円、事業費32億円の歳出削減を行い、なお不足する財源は、基金の取り崩しなどで対応。

※給与カットの概要

平成15年度から平成25年度まで職員給与のカットを実施。

（11年連続は全国最長）

<平成25年度カット率>

(1) 4～6月

給料：部長・次長 6%、課長 4%、参事 2.5%、その他 0.8%～0%

管理職手当：10%

(2) 7～3月（国からの要請による給与カット）

給料：部長・次長・課長 9.77%、参事から主任主事 7.77%、その他 4.77%

管理職手当：10%

2 歳入確保の取組

(1) 税収確保対策の充実・強化

- ・滞納整理の早期着手および徹底した滞納処分取組のほか、個人県民税対策として、県と市町で構成する滋賀地方税滞納整理機構において、次の事業を実施【平成23年度～】
 - ・県職員と市町職員による市町税の共同徴収
 - ・市町への県職員の短期派遣
 - ・県による直接徴収
 - ・合同検索チーム派遣
- ・県税と市税の滞納額の縮減に向けて、高島地域をモデルとして、高島市役所内において県職員と市職員が共同で徴収事務に従事

【平成25年度～】

(2) 税外未収金の徴収強化

- ・支払督促、訴訟等の法的措置を前提として回収を図る未収事案を未収金所管所属と財政課による共同管理とし、財政課において未収金の回収業務を実施【平成 24 年度～】

＜平成 26 年 3 月末現在 実績＞

共同管理額 9, 566 万円 (336 件)

うち、収納 1, 951 万円 (うち完納 51 件)

分納承認 4, 307 万円 (165 件)

(3) 県有資産の利活用

- ・未利用県有地の売却処分等の推進
- ・広報誌「滋賀プラスワン」や「県ホームページバナー広告」などを活用した広告等事業の推進
- ・自動販売機設置の公募制を本格実施 【平成 23 年度～】
- ・ネーミングライツ販売の促進 【平成 24 年度～】
※平成 26 年 2 月「県民の森」について契約締結
(愛称：滋賀日産リーフの森 期間：H26.4～H31.3 金額：年額 60 万円)

3 財政健全化に向けた取組

- ・行財政改革方針の取組を一層着実に推進していくため、これまでの取組状況や財政状況とともに、今後の方向性などを取りまとめた「財政健全化に向けた取組みについて」の公表 【平成 24 年度～】

＜今後の財政運営の指針＞

①財源不足額への適切な対応

今後見込まれる財源不足額に対しては、現行の行財政改革方針の取組みを着実に進め、収支改善に向けた適切な対応を行う。

②基金残高の確保

予算執行等を通じ確保できた財源は、最終補正予算で財政調整基金および県債管理基金に積み立て

→両基金合計で、150 億円程度（実質赤字比率の財政再生基準 5%相当額）を目安として財政運営に努める。

⇒255 億円の基金残高を確保（平成 26 年度末見込み）

③県債残高（臨時財政対策債以外）の縮減

毎年度の予算編成において、前年度の残高を上回らないよう発行総額を厳しく抑制

→当面、6,600 億円程度を目安として財政運営に努める。

⇒6,530 億円まで縮減（平成 26 年度末見込み）